



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

## 介護支援ボランティア

ボランティア活動で介護保険料が減額される制度をご存知ですか？

### 高齢者の活動にポイントを付与

介護支援のボランティアを行った高齢者に対し、換金できるポイントを与える「介護支援ボランティア」制度は2007年に介護予防のために市町村が行う「地域支援事業」の一環としてスタートしました。

65歳以上の方が、特別養護老人ホームなどの高齢者施設で、配膳の手伝いや、高齢者の話し相手などのボランティア活動を行うとポイントが付与されます。貯めたポイントで介護保険料の負担が軽減される仕組みです。

対象となる活動やポイントの換算方法などは自治体によって異なりますが、多くは1時間当たり100円程度の換算で、年間5,000を上限としています。中には、ポイントを特産品や地元の商店街で使える地域通貨や商品券に換えられるほか、福祉団体に寄付できる自治体もあります。元気な高齢者の社会参加を促し、介護予防につなげるとともに、地域を活性化させるのが制度の狙いです。

初年度に始めたのは、稲城市と千代田区だけでしたが、それ以降は年間10以上の自治体で新たに導入され、現在では少なくとも45自治体で実施され、今後も13自治体で導入計画があるそうです。

高齢化の進行で、介護保険料の給付額が増加するにつれて、今後も介護保険料の上昇は避けられない見通しです。2012年からは65歳以上の保険料が全国平均5,000円を超える可能性もあると報告されており、高齢者の負担は重すぎるとの指摘もあります。保険料の抑制策としても介護支援ボランティア制度に注目が集まっており、導入する自治体は今後もさらに増える予想されています。

### 18歳以上にボランティアポイントを

新宿区では、年齢に関係なく地域全体で支えあい活動を進めるため、区独自の介護支援ボランティア制度について年齢対象を従来の65歳以上から18歳以上に大幅に拡大するそうです。

高齢者の社会参加と介護予防に効果があり、若い世代にも相互に支えあうきっかけができれば、非常に効果のある制度だと思います。

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

## Question (平成23年度税制改正)

平成23年度税制改正の、減価償却制度の改正について教えてください。

## Answer

平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産から、平成19年度に導入された定額法の2.5倍の償却率である、いわゆる250%定率法が、定額法の償却率の2.0倍の200%定率法に改正されます。

また、資本的支出についても新たな資産の取得とされることから、平成23年4月1日以後に行われた資本的支出は200%定率法を採用することになるとみられています。

## 解説



### < 改正内容 >

減価償却制度について、定率法の償却率は、定額法の償却率(1÷耐用年数)を2.0倍した数(改正前は2.5倍した数)とされます。なお、改定償却率及び保証率についても所要の整備が行われる予定です。(所得税についても同様とされます。)

耐用年数	定額法償却率	定率法償却率 改定前	定率法償却率 改定後
4年	0.250	0.625	0.500
5年	0.200	0.500	0.400
10年	0.100	0.250	0.200
20年	0.050	0.125	0.100

### < 適用時期 >

平成23年4月1日以後に取得する減価償却資産について適用されます。

### < 経過措置 >

1. 定率法を採用している法人が、平成23年4月1日前に開始して、平成23年4月1日以後に終了する事業年度、つまり平成23年12月決算法人などにおいて、平成23年4月1日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産を取得した場合には、改正前の250%定率法による償却ができる経過措置が講じられる予定です。

250%定率法を採用する法人の200%定率法適用時期

- 例) 3月決算法人の場合 平成23年4月1日以後取得から適用  
12月決算法人の場合 平成24年1月1日以後取得から適用

2. 現行の250%定率法を採用している減価償却資産(既存資産)について、平成23年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出を行うことにより、その償却を改正後の200%定率法で減価償却をしたとしても、「当初の耐用年数で償却を終了することができる」措置が講じられる予定です。

固定資産管理システムの修正の影響で、平成23年4月1日より前に取得の減価償却資産も含めて一斉に改正後の200%定率法を適用して償却等を統一して減価償却することも考えられます。

それにより改正前の250%定率法で償却している減価償却資産を途中から200%定率法で償却することになれば、償却期間が耐用年数よりも長い年数を要し、当初の耐用年数で償却が完了しないことになってしまうことに対する措置が取られたものです。

- 例) 法定耐用年数10年、経過年数2年の既存資産について届出を提出

3年目から200%定率法を採用 残存期間8年で備忘価額1円まで償却

## 根拠条文等

平成23年度税制改正大綱

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp まで